

令和5年 第1回農業委員会議事録

令和5年1月25日午後3時00分に第1回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

9 番（鈴木 勲） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

2 番（柳橋 澄子） 3 番（小関 金也） 8 番（小松 栄作） 13 番（伊勢村孝之）
17 番（西塚 喜行）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第 2号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和5年 第1回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和5年第1回通常総会を1月25日（水）市役所大会議室において午後3時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。開会に先立ち申し上げます。2番柳橋澄子委員、3番小関金也委員、8番小松栄作委員、13番伊勢村孝之委員、17番西塚喜行委員より欠席する旨、9番鈴木勲委員より遅れる旨連絡がございました。只今の出席委員は13名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、新年明けましておめでとうございます。都合で12月中欠席しましたけれども、そのときは大雪になりまして、今年の雪は早くから根雪になると心配しておりましたけれども、1月になって春先のような天気が続きまして、雪も少なくなってきたところに、今日の嵐のような天気になりましたけれども、いつもの尾花沢らしい天気だと、そう思っております。

皆さんには、気温の変化もあるらしいので風邪などひかないように十分注意して、春先まで健康な体になっていただきたいと思います。今日は本当にご苦労様です。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条

の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくお願ひいたします。

(議長)

只今より令和5年第1回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、16番 星川礼子委員、18番 本間俊悦委員以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、報第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は14件であり、貸人借人両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、No.1からNo.3は別人へ貸借予定で、No.1、No.2は今月集積計画がなされております。No.4からNo.7は別人へ売買予定、No.4、No.5は今月3条申請がなされており、No.6 No.7は今月集積計画がなされております。No.8は同人へ売買予定で今月3条申請がなされております。No.9からNo.14はみちのく村山農協が間に入った農地利用集積円滑化事業関係の解約で、同月中間管理機構へ貸付予定です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第1号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、
19番 武田春信委員の退席を求めます。

(19番 武田委員 退席)

(議長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は3頁からです。

所有権移転についてご説明いたします。案件は10件です。No.1の渡人は耕作不便のため、No.2からNo.5の渡人は農業廃止のため、No.6、No.7の渡人は受人側の要望のため、No.8、No.9は自作地相互交換のため、No.10は世帯内贈与のためのものです。受人はNo.1からNo.7までが経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.10は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

次に賃貸借権の設定についてご説明します。案件は10件です。No.1、No.2の渡人は労力不足のためです。No.3の渡人は受人側の要望のため、No.4の渡人は高齢化による経営縮小のため、No.5からNo.10は農業廃止のためのものです。受人側は全て経営規模拡大のための設定です。No.1からNo.10は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。19番 武田春信委員、復席願います。

(19番 武田委員 復席)

(議 長)

次に、議第2号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、6番 石川富士太郎委員、16番 星川礼子委員、19番 武田春信委員の退席を求めます。

(6番 石川委員 退席)

(16番 星川委員 退席)

(19番 武田委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第2号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書5頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が636a、うち再設定が225a、所有権移転は368a、計画面積合計は1,004aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田のみで636a、うち再設定は225a、所有権移転は、田が918aで、畑が86a、合計しますと田が918a、畑が86aです。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手9名、うち再設定2名、受け手9名、うち再設定が2名です。所有権移転は、出し手5名、受け手4名、合計しますと、出し手が14名、受け手が13名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が7件で494a、10年以上が2件で142aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が90kg、現金が3千円から2万円です。所有権移転は、田が9万3千円から30万1千円、畑が10万円から30万1千円です。

それでは頁移りまして、6頁からは個別状況です。No.1からNo.7までは新規の設定、No.8からNo.9までは再設定となります。7頁は所有権移転で、5件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。6番 石川富士太郎委員、16番 星川礼子委員、19番 武田春信委員の復席をお願いいたします。

(6番 石川委員 復席)

(16番 星川委員 復席)

(19番 武田委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和5年第1回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時26分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和5年1月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____